

目次

第1 民事事件関係

■ 訴状	2
■ 契約書（売買）	3
■ 契約書（寄託）	4
■ 契約書（保証）	5
■ 定款	6
■ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	7
■ 手形・小切手	9
■ 親族図	11

第2 刑事事件関係

■ 供述調書	14
■ 搜索差押許可状	15
■ 実況見分調書	16
■ 捜査報告書	19
■ 起訴状	21
■ 証明予定事実記載書	22

第3 予備試験論文過去問関係

■ 憲法（平成26年）	24
■ 行政法（平成27年）	30
■ 刑法（平成24年）	36
■ 刑事訴訟法（平成30年）	40
■ 法律実務基礎科目 民事（平成27年）	44
■ 法律実務基礎科目 刑事（平成28年）	52
■ 民法（平成23年）	60
■ 商法（平成27年）	64
■ 民事訴訟法（平成29年）	70
■ 手書き答案（平成27年 商法）	76

第4 法令関係

■ 弁護士職務基本規程	85
■ 会社法（目次）	90
■ 刑法（目次）	91

資料出典一覧

第1 民事事件関係

訴状	司法試験平成 21 年民事系第 1 問から抜粋
契約書（売買）	予備試験平成 27 年実務基礎民事から抜粋
契約書（寄託）	司法試験平成 24 年民事系第 1 問から抜粋
契約書（保証）	司法試験平成 24 年民事系第 3 問から抜粋
定款	司法試験平成 25 年民事系第 2 問から抜粋
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	司法試験平成 26 年民事系第 2 問から抜粋
手形・小切手	講師作成
親族図	講師作成

第2 刑事事件関係

供述調書	司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋
捜索差押許可状	司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋
実況見分調書	司法試験平成 25 年刑事系第 2 問から抜粋
捜査報告書	司法試験平成 22 年刑事系第 2 問から抜粋
起訴状	予備試験平成 28 年実務基礎刑事から講師作成
証明予定事実記載書	予備試験平成 26 年実務基礎刑事から抜粋

目次

第1章 法律答案作成のアウトライン

第1 法律答案作成の基礎

- 1 論点のないケース(1) 2
- 2 論点のないケース(2) 5
- 3 法律効果発生の基本的イメージ 7
- 4 論点のあるケース 8

第2 短答過去問の利用

10

第3 条文の発見

- 1 「司法試験予備試験用論文」登録法令
(令和元年論文式試験の法文に基づく) 11
- 2 法令の構造と目次の利用 13

第4 条文の読み方

- 1 条・項・号 15
- 2 前段・後段 16
- 3 本文・ただし書 16
- 4 「及び」・「並びに」・「かつ」(AND)
／「又は」・「若しくは」(OR) 17

5 短答過去問の検討

19

第5 条文の種類

- 1 目的規定・趣旨規定 20
- 2 定義規定 20

第6 論文過去問の検討

- 1 本問の検討 21
- 2 解答例 27

第2章 科目系統別の全体構造 —論文過去問を素材に

第1 予備試験論文式試験の全体像

- 1 試験時間及び試験科目等 30
- 2 1科目ごとの解答時間の使い方の例
(1時間10分の場合) 30
- 3 検討問題一覧 31

第2 刑事系科目

- 1 刑事事件の主な流れ
(参考：平成28年実務基礎科目刑事の事案) 32
- 2 各科目で出題される主な検討事項 33
- 3 答案の骨格(答案構成例) 34

第3 民事系科目

- 1 民事事件の主な流れ
(参考：平成27年実務基礎科目民事の事案) 38
- 2 各科目で出題される主な検討事項 39
- 3 答案の骨格(答案構成例) 41

第4 公法系科目

- 1 行政事件の主な流れ
(参考：平成27年行政法の事案) 49
- 2 各科目で出題される主な検討事項 50
- 3 答案の骨格(答案構成例) 51

第3章 科目系統別の頻出概念 — 短答過去問を素材に

第1 予備試験短答式試験の全体像	
1 試験時間及び試験科目等 (令和元年短答式試験に基づく)	54
2 留意点	54
第2 公法系科目	
1 憲法	55
2 行政法	63
第3 民事系科目	
1 民法	70
2 商法	75
3 民事訴訟法	80
第4 刑事系科目	
1 刑法	86
2 刑事訴訟法	95

学習目標（第1及び第2）

法律の試験問題に対してどのように解答をするのか、この点に関する具体的なイメージを早期に持つことが、合格するための正しい試験勉強をするためには、非常に重要です。そこで、ここでは、問題と解答例を見比べながら、なぜこのような解答になるのか、このような解答を作成するためにはどのような勉強をする必要があるのか、という点について確認します。

第1 法律答案作成の基礎

1 論点のないケース(1)

【例題1（民法）】

Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金100万円で売る旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、絵画甲をBに引き渡した。本件契約締結の際、契約書その他一切の書面は作成されなかったが、代金の支払期日は、同年5月31日と定められた。しかし、同年5月31日が到来した後も、Bは、Aに代金100万円の支払をしていない。この場合、Aは、Bに対し、100万円の支払を請求することができるか。

【解答例1】（丁寧に論じた場合）

AのBに対する請求の根拠は、売買契約（民法555条）であると考えられる。売買契約の成立要件は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し（①財産権移転の合意）、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること（②代金支払の合意）である。本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金100万円を支払うことを約するものであるから、①及び②を満たす。したがって、AB間では、Aを売主、Bを買主とする売買契約が成立している。そのため、Bは、Aに対して代金支払義務を負う。

よって、Aは、Bに対し、売買契約に基づいて、100万円の支払を請求することができる。 以上

【解答例2】（簡潔に論じた場合）

Aは、Bに対し、売買契約（民法555条）に基づいて、100万円の支払を請求することができる。なぜなら、本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金100万円を支払うことを約するものであるため、その締結によりAB間に売買契約が成立しているからである。 以上